

# 朝鮮初期における王陵祭祀の整備と運営\*

ハン・ヒョンジュ

(翻訳：金子祐樹)

## The Administration and Maintenance of Royal Tomb Rituals in the Early Joseon Dynasty

HAN Hyung-Ju

朝鮮王陵の研究は、風水地理学と美術史学などにおいて行われてきたが、国家儀礼からのアプローチはほとんどなかった。そこで本稿では祭礼を対象に、朝鮮時代初期における王陵祭祀の制度的整備と儀式、宗廟との差別性、そして陵幸の政治的意味などに注目し、国家儀礼における王陵の位置づけについて考察した。

朝鮮王陵は、太祖の即位後、追尊された四代王と王妃、そして神懿王后の齊陵が造営され、祭祀が施行されることに始まり、陵祭の整備は、実母である神懿王后韓氏の齊日に太宗が行幸したことを受けて行われたが、太宗代における太祖の死亡を機に本格化した。厚陵と獻陵が造営された世宗代には、祭祀の細部項目と拜陵儀が修正・補完され、その内容は世宗の死後『世宗実録』五礼の凶礼条と吉礼条に収録され、部分的な修正を経て『国朝五礼儀』に収録された。

王陵祭祀は、四孟月の時祭と朔望、俗節など多様であるが、これは当時の宗廟および原廟である文昭殿において施行されたものと同じであった。これは高麗時代からの伝統と思われるが、中国にも類例が見られる。しかし高麗の陵祭が国家祀典の大祀に組み込まれていたのに対し、朝鮮のそれは「俗祭」という大中小祀とは異なる体系に属しており、また大祀に属する「宗廟」祭祀とも区別されていた。また陵祭が凶礼であった中国とは異なり、王陵にかかわる儀式を凶礼と吉例に区分して組み込んだという独自性も見られる。

太祖～成宗にかけての100年間における国王の親祭は、宗廟に対しては41回に過ぎなかった反面、王陵や原廟（文昭殿）に対しては毎年2～5回行われた。原廟はその後、壬辰倭乱（秀吉の朝鮮侵略）の際に破壊されて復旧されず、王陵における四時祭も仁祖代に廃止された。王陵祭祀はその後、俗節祭（臘日を除く）を中心に運営された。

朝鮮時代において、王が祭祀に直接参加した例は意外に多くなく、宗廟の場合でもおおそ2～3年に一回程度であったが、王陵の親祭は、毎年数回にわたって行われた。累代の先王が集る昏殿よりも、肉身が安置された個々の陵に親近感を覚えたことや、

---

\* 本稿は、2010年7月2日に高麗大学校で開催されたフォーラム「陵墓からみた東アジア諸国の位相——朝鮮王陵とその周縁——」にて著者が行なった報告をまとめ、韓国の学術誌『歴史民俗学』33号に掲載された論文に基づいていることを明記しておく。

俗祭であり儀式が簡略であったことなどがその背景にあらう。いっぽう荘厳な儀仗を備えた陵幸は、都城を出て民に自分たちの「王」を知らしめる重要な政治行為であった。

キーワード：王陵 (royal tomb), 健元陵 (Geonwolleung tomb), 凶礼 (funeral ceremony), 吉礼 (celebrations), 拜陵儀 (rituals for paying respects at tombs), 陵幸 (official visits to royal tombs)

## はじめに

朝鮮王朝時代、王（妃）が死去すると、遺体は地に埋められ、陵が造成された。そして、三年喪が過ぎると、その魂は国家の祠堂である宗廟に奉安される。両者はどちらも国家の最高統治者である王（妃）を対象として儒教的な「孝」を実践する象徴であるという共通点を持つ。しかし、王陵と宗廟は死者の肉体と精神が分離され別々に奉じられる場所であり、後者が祭礼の対象に限定される一方、前者は喪礼と祭礼のどちらも行なわれるという点に根本的な違いがある。

朝鮮時代の国家理念である儒教の実践の場として、最高権力者を対象としたその象徴的存在が、今尚ほほぼ完全に残っているという事実は、宗廟と王陵に対する関心を小さからぬものとしている。とくに、1995年の宗廟に続き、2009年に王陵が世界文化遺産として認定されたことで世間の関心がいっそう高まった。ところで、学界の関心はというと、両者でそれぞれ異なって表出した。宗廟の研究が1990年代以降、歴史学界を筆頭に建築学・音楽史の分野で着々と成果を出してきたのに対し、王陵研究の実情は全く異なっている。

目下、朝鮮時代の王陵に関する研究は、建築物の築造様式、風水学的な立地、および王陵周辺に置かれた石造の造景物に対する美術史的解釈など、ハードウェア的なアプローチが大半である<sup>1)</sup>。歴史学分野では王陵全体および一部の陵に関する築造・管理・遷葬といった概括的なアプローチや、18世紀後半に正祖が挙行した陵幸の政治史的意味を扱った論考がある<sup>2)</sup>。一方、国家儀礼という観点からの検討は、王

- 
- 1) 金永彬「風水思想から見た朝鮮王陵園墓の造成技法に関する研究（上）（下）」（『韓国伝統文化研究』4，暁星女大韓国伝統文化研究所，1988・1989）。金元龍「李朝王陵の石人彫刻——李朝彫刻様式の変遷——」（『アジア研究』2-2，高麗大学校アジア問題研究所，1959年）。洪慶振「朝鮮前期における王陵および石造物の様式変遷に関する研究」（慶熙大学校碩士学位論文）。裴允秀「朝鮮時代における王陵の石獸についての研究」（梨花女子大学校碩士論文，1983）。チャン・ギョンヒ「朝鮮後期における山陵都監の匠人研究——王陵の丁字閣と石儀物の製作過程を中心に——」（『歴史民俗学』25，韓国歴史民俗学会，2007）。キム・ウンソン「朝鮮後期王陵における石人彫刻研究」（『美術史学研究（旧：考古美術）』249，韓国美術史学会，2006）。チャン・ウンミ，パク・キョン「朝鮮時代における王陵の空間的分布特性」（『韓国GIS学会誌』14-3，韓国GIS学会，2006）。クォン・ヨンオク「朝鮮王朝王陵の文人石像の服飾形態に関する研究」（『服飾』4，韓国服飾学会，1981）
  - 2) 金九鎮「朝鮮初期の王陵制度——世宗大王の旧英陵遺蹟を中心に——」（『白山学報』25，白山学会，1979）。韓永愚『正祖の華城行次，その8日間』（ヒョヨン出版社，1998）。鄭崇教「正祖代における乙卯園幸の財政運営と整理穀の整備」（『韓国学報』82，一志社，1996）。金文植「18世紀後半における正祖の陵幸の意義」（『韓国学報』23，一志社，

陵が造られる段階までの喪礼の過程を説明した李範稷の論文が唯一であり<sup>3)</sup>、しかも長期的・持続的な性格の祭礼を題材としての研究は皆無であった。このように、従来の研究が正祖代（18世紀後半）における陵幸の政治的意義に集中しているのは、王陵研究に先立って理解されるべき国家儀礼の研究成果が不足しているという現状による。

そこで本稿では、15世紀において王陵で施行された国家儀礼、なかでも祭礼に着目して検討を行なう。まず、朝鮮時代の王陵祭祀が制度的に整理される過程を概観する。次に、王陵祭礼の内容を祭儀の検討および祭期が変化する様相を中心に明らかにしたい。最後に、講武〔朝鮮時代の王によって催された、軍事教練を兼ねる狩猟大会〕と関連づけられた陵幸の政治史的意味と宗廟および文昭殿の相関性も検討する。

朝鮮時代の国家運営は、儒教的な「礼治」としてよく説明される。この「礼治」は人間の基本感情の一つである「孝」に基づくものであり、先王を祀る宗廟・王陵での正しい儀礼を通じて第一義に表現された。このことから、王陵儀礼の内容やその運営方式を検証するという作業を行なうことで、朝鮮時代の「礼治」の性格を究明する一定の手掛かりの提供が可能となるだろう。また王陵に対する新たな儀礼的・政治的アプローチは、今後、同分野における研究の多様化に一助となるところがあるものと期待する。

## 1. 王陵祭祀の成立

太祖李成桂は、建国直後、自身の四代祖を王に追贈、彼等の墓を王陵とし、その地位を高めた。彼は、即位（1392年）の翌月に李方遠〔五男。後の第3代国王、太宗〕を東北面〔咸鏡道〕に送り、先祖4代の墓に即位を告げて、桓祖〔父〕のものを定陵、桓祖妃〔母〕のものを和陵、度祖〔祖父〕のものを義陵、度祖妃〔祖母〕のものを純陵、翼祖〔曾祖父〕のものを智陵、翼祖妃〔曾祖母〕のものを淑陵、穆祖〔高祖父〕のものを徳陵、穆祖妃〔高祖母〕のものを安陵とした<sup>4)</sup>。この際、定陵・和陵・義陵・純陵は咸州、智陵は安邊、淑陵は文州、徳陵と安陵は孔州に、それぞれ分置されている。これにともない、太祖の最初の妻、神懿王后韓氏の陵である齊陵もつくられた<sup>5)</sup>。そして、各陵に陵直として権務2名と複数の守陵戸を定め、齋宮を建てさせることで<sup>6)</sup>、建国して間も無い時期に9つの陵を備えることとなる。これらの陵への祭祀は翌年の正月から、四孟月〔1, 4, 7, 10月〕と臘日〔冬至後3度目の戌の日〕に宗室と大臣を遣わして挙行させ、朔望日と俗節には都巡問使がこれを行なうよう定めた<sup>7)</sup>。

1997), 同「1779年の正祖の陵幸と南漢山城」(『韓国実学研究』8, 韓国実学学会, 2004)。イ・ヒジュン「17, 8世紀におけるソウル周辺の王陵の築造・管理および遷陵論議」(『ソウル学研究』17, ソウル学研究所, 2001)。シン・ビョンジュ「文化:王陵に見たる幸せな王, 不幸な王」(『ソンビ文化』12, 南ソウル大学校南冥学研究院, 2007)

3) 李範稷「朝鮮時代における王陵の造成およびその文献」(『韓国思想と文化』36, 2007)

4) 『太祖実録』巻1, 元年8月丁己

5) 『太祖実録』巻4, 2年9月庚申

6) 『太祖実録』巻2, 元年10月丙子

7) 『太祖実録』巻2, 元年12月丁未

太祖5（1396）年8月、王妃の姜氏が死去した<sup>8)</sup>。そこで聚賢坊に王妃陵を設け<sup>9)</sup>、王妃の尊号を神徳王后、陵号を貞陵と定めた<sup>10)</sup>。太祖は、在位中のみならず讓位以後も、貞陵によく行幸した<sup>11)</sup>。そして貞陵社の塔殿で7日間仏事を催し<sup>12)</sup>、貞陵で精勤法席を設ける<sup>13)</sup>など、継妃の姜氏への追慕を絶やさなかった。逆に、前妻韓氏への追慕作業は特に行っていない。

太祖のこうした行動は、韓氏を生母とする定宗や太宗の反発を生んだ。太宗6年、太祖が死亡する前まで、定宗〔次男。第2代国王〕と太宗（世子であったときの2回を含む）は、15回も齊陵に参拝している。ところで祭祀への参加は、上王である定宗の方が多く、太宗は齊陵の施設を充実させたり管理に没頭する傾向をみせている。齊陵の碑を新たに建てて権近に碑文を書かせたのも<sup>14)</sup>、それまで無かった石室を築造して<sup>15)</sup>石欄や石人を作ったのも<sup>16)</sup>、碑亭を建てた<sup>17)</sup>のも全て太宗であり、外形的造成を次々と行なうことに力を費やした。同時に、齊陵の管理にも尽力し、特に太宗3（1403）年4月に1万人以上の人員を動員して一人当たり3升ずつマツケムシ〔マツカレハの幼虫〕を捕まえて埋めさせたという事実<sup>18)</sup>は、彼がいかに齊陵への追慕に傾倒していたかを示す端的な例である。

それとは反対に、貞陵については関心が無いどころか、規模の縮小を行なうほどであった。彼が即位時に宗廟・文昭殿とともに貞陵で祭祀を行なって以降、太宗はただの一度も貞陵祭祀に参加しなかった。逆に同王6（1406）年には、貞陵の兆域が広すぎるとして百歩以内に縮小し、残りは家を建てることを許したため、権勢家が競って土地を独占しようとする事態を招いた<sup>19)</sup>。さらに、太祖が死去すると、その翌年に貞陵を都城の外、沙乙閑の麓に遷葬した<sup>20)</sup>。世宗〔第4代国王〕代には、貞陵の祭祀を族親〔喪に服す義務を有する親族〕に主管させるようにし<sup>21)</sup>、これによって国行祭祀から排除した。

一方、太宗代には、王陵祭祀の対象が拡大し、前王朝の王が含まれるようになった。太宗元（1401）年、門下府郎舎から、高麗太祖が東民〔東国つまり朝鮮の民〕に功績があるため、その陵である顕陵に属戸と柴地を定めてその属戸の賦役を免除し、樵牧を禁止するよう請われたものの、当時、王は返答しなかった<sup>22)</sup>。しかし太宗6（1406）年には高麗太宗と恵王・成王・顕王・文王・忠敬王・忠烈王・恭愍王

8) 『太祖実録』巻10, 5年8月戊戌

9) 『太祖実録』巻10, 5年8月戊申

10) 『太祖実録』巻10, 5年9月癸未

11) 『太祖実録』巻11, 太祖6年正月戊辰。6年2月壬寅。6年4月辛卯。巻12, 太祖6年10月甲辰。巻13, 太祖7年正月庚午。太祖7年4月丁丑。『定宗実録』巻4, 定宗2年4月癸丑。巻6, 定宗2年10月乙卯

12) 『定宗実録』巻4, 2年4月癸丑

13) 『定宗実録』巻6, 2年10月乙卯

14) 『太宗実録』巻7, 4年2月癸丑

15) 『太宗実録』巻14, 7年10月戊子

16) 『太宗実録』巻15, 8年3月癸未

17) 『太宗実録』巻19, 10年3月甲申

18) 『太宗実録』巻5, 3年4月丁卯

19) 『太宗実録』巻11, 6年4月丁卯

20) 『太宗実録』巻17, 9年2月丙申

21) 『世宗実録』巻1, 即位年8月丁酉

22) 『太宗実録』巻1, 元年正月甲戌

の8陵に対し、新たな指針を設けた。太祖陵である顕陵には3戸、他の7陵には2戸の守護人を設け、それぞれの戸に田一結を与え、樵採と火焚を禁止するよう措置したのである<sup>23)</sup>。さらに同王16年には、中国において歴代帝王の陵寢を奉祀した制度にならい、前朝8陵の祭祀を仲春と仲秋の2度行なうが、守陵は全て2戸として他の役務を免除し、常に樵採を禁じるよう具体化した<sup>24)</sup>。合わせて、恭讓君を王と見なして<sup>25)</sup> 陵号を与えたが<sup>26)</sup>、そののち世宗3年には恭讓王の娘に陵戸1戸を支給して祭祀を享受できるよう措置した<sup>27)</sup>。こうした前朝9陵への祭祀制度の整備は、『世宗実録』五礼で高麗始祖廟への祭祀について太祖の神位〔位牌のこと〕に顕宗と恭愍王の神位を附祭せしめ<sup>28)</sup>、『経国大典』や『国朝五礼儀』において太祖の神位に顕宗・文宗・忠敬王（元宗）の神位を附祭するよう定めた事実<sup>29)</sup>とも結びついており、当時の高麗継承意識や歴代国王の評価を垣間見ることができる。

太宗8（1408）年5月、太祖崩御。翌月に埋葬地を楊州の儉巖に定め<sup>30)</sup>、諸道の軍丁6,000人を徴発、7月末日に造営を始めた<sup>31)</sup>。太祖の健元陵は石室で造成される。死者の冥福を祈るための寺である願刹として建立された開慶寺には奴婢150口・田地300結を定属させることとなり<sup>32)</sup>、同じく守護軍は100戸と定められた<sup>33)</sup>。また、周囲に松を植える<sup>34)</sup>など、諸般の処置がなされた。太祖の棺は死後4ヶ月経って葬られたが<sup>35)</sup>、翌年7月26日には喪が明けて神主が宗廟に安置され〔これを耐廟という〕<sup>36)</sup>、翌月、健元陵の祭祀で喪服を脱ぐときが来たこと〔免喪という〕を告げることで<sup>37)</sup>、3年喪が終えられた。

太宗10（1410）年以後、健元陵への祭祀が本格的に整備されるのと並行して関連事項の整理も始められる。太宗14（1414）年、健元陵・文昭殿・宗廟・社稷祭の蔬菜は典祀寺で供給し、国賓への接待には礼賓寺から供給されたものを使うようにし<sup>38)</sup>、草木が繁茂すると突然の野火に対処しにくいため、陵の禁火地以外での耕墾が民に許された<sup>39)</sup>。それにともない、同王17（1417）年11月には、『大明律』失火條を根拠として、失火した者を杖80・徒2年に処するよう規定された<sup>40)</sup>。

23) 『太宗実録』 卷11, 6年3月甲寅

24) 『太宗実録』 卷31, 16年6月丁亥

25) 『太宗実録』 卷32, 16年8月甲子

26) 『太宗実録』 卷32, 16年9月丁己

27) 『世宗実録』 卷11, 3年正月丙子

28) 『世宗実録』 卷130, 五礼, 吉礼序例, 神位。および, 吉礼儀式, 享高麗始祖儀, 陳設

29) 『国朝五礼序例』 卷1, 吉礼, 壇廟図説, 歴代始祖

30) 『太宗実録』 卷15, 8年6月乙己

31) 『太宗実録』 卷16, 8年7月辛亥

32) 『太宗実録』 卷16, 8年7月乙亥

33) 『太宗実録』 卷16, 8年7月乙亥

34) 『太宗実録』 卷17, 9年正月辛酉。および『太宗実録』 卷19, 10年正月庚午

35) 『太宗実録』 卷16, 8年9月甲寅

36) 『太宗実録』 卷20, 10年7月辛卯

37) 『太宗実録』 卷20, 10年8月丁酉

38) 『太宗実録』 卷28, 14年12月壬辰

39) 『太宗実録』 卷29, 15年3月辛丑

40) 『太宗実録』 卷34, 17年11月辛酉

こうした施策とともに、各陵に礼曹の官員を遣って巡察させ、これを文書にした。太宗15（1415）年9月、春と秋の仲月〔2月と8月〕に礼官を送って諸陵を巡察、その結果を文書にまとめて、礼曹で保管させた<sup>41)</sup>。これが陵案である。翌年正月には、礼曹判書が行くこととし、彼が不在の場合は参議が代行して作成するよう、より具体的に定められた<sup>42)</sup>。また、世宗2（1420）年、王は太宗妃の献陵を造営する際、陵室の両側の石と蓋石は全石を使用すると運搬が難しいので切り離して使用することとし、献陵形止案に記録して後世に倣わせるよう命じた<sup>43)</sup>。陵案と形止案の作成は、王陵管理の組織的なありようを示している。

このような王陵管理は『経国大典』において、寝廟・山陵・壇・墓は礼曹が提調と議論のうえ奉審・啓聞するが都以外は観察使が行ない、毎年正月朔日には献官が諸陵の上に雑木や雑草の有無を調べて啓達するものと規定された<sup>44)</sup>。

太宗12（1412）年6月25日、上王妃の順徳王大妃が亡くなると<sup>45)</sup>、太宗はわずか13日で脱服、つまり忌み明けをした<sup>46)</sup>。大妃の尊諡は定安王后、陵号は厚陵と定め、2ヶ月して定安王后を厚陵に安置した<sup>47)</sup>。世宗元（1419）年、定宗崩御<sup>48)</sup>。それぞれわずかに、太宗は息子として27日、世宗は孫として13日のみで、積服すなわち喪を終えている<sup>49)</sup>。定宗の陵の名は厚陵に決まり<sup>50)</sup>、4ヶ月後に棺をそこへ安置した<sup>51)</sup>。この際、厚陵の別祭と朔望祭を健元陵の礼式に依るようにしたが<sup>52)</sup>、太宗と世宗は、厚陵の祭祀には一度も参加しなかった。これは定宗を耐廟する際、別途の廟号を奉らないことにより、正統なる王であることを認めない太宗の意志<sup>53)</sup>と関係している。

太宗18（1418）年8月、王は世子に譲位した<sup>54)</sup>後、健元陵で秋夕祭に出て、伝位を報告した<sup>55)</sup>。世宗も

41) 『太宗実録』巻30、15年9月丁酉

42) 『太宗実録』巻31、16年正月甲寅、「命礼曹巡審山陵、礼曹啓、本曹受教、春秋仲月、遣礼官巡諸山陵、仍立審陵案、蔵諸本曹、今稽古制、唐以太常卿、行陵、宋以太常宗正卿、朝拜祖宗陵、乞依唐宋之制、以本曹判書巡陵、有故則以参議代仍立審陵案、行、従之、大司憲李原啓曰、臣嘗爲都巡問使、見定陵和陵、不備三階砌、宜當修築、教曰、今年吉則、於寒食修築可也、如此事爲之誰怨、兵曹判書朴信、請立石羊石人、上可之」

43) 『世宗実録』巻10、2年10月壬戌。「上王又曰、陵室両傍石及蓋石、若用全石、則轉輸甚難、無益於死者、有害於生民、今日之事、永爲成法、於献陵形止案、明白載録、俾後世子孫咸遵此法」

44) 『経国大典』巻3、礼典、奉審

45) 『太宗実録』巻23、12年6月戊寅

46) 『太宗実録』巻23、12年6月壬午

47) 『太宗実録』巻24、12年8月庚申

48) 『世宗実録』巻5、元年9月戊辰

49) 『世宗実録』巻5、元年9月戊辰、己巳

50) 『世宗実録』巻6、元年12月壬申

51) 『世宗実録』巻7、2年正月壬寅

52) 『世宗実録』巻7、2年正月己酉

53) 池斗煥『朝鮮前期儀礼研究』（ソウル大学校出版部、1994）、112頁

54) 『太宗実録』巻36、18年8月乙酉

55) 『世宗実録』巻1、即位年8月壬辰。「上王親詣健元陵、行秋夕祭、兼告伝位、領議政韓尚敬・戸曹判書崔迺・礼曹判書卞季良、扈駕、祭文曰、嗟我皇考、至徳如天、叨承丕緒、十有九年、身纏宿疾、難堪聽政、授位世子、俾專政令、向巡旧都、自春徂夏、且経令節、恨未奠饗、茲當秋夕、恭修菲薄、祇謁山陵。仰瞻忱惕、兼告中情、竚布付度、

足並みを揃え、健元陵で自らの即位を告げ<sup>56)</sup>、さらに諸陵において祭祀を執り行なった<sup>57)</sup>。宗廟だけでなく太祖の陵である健元陵において即位の旨を奏上したことから、陵祭の政治的な象徴性をみることができ。しかしこうした措置は、世宗が太宗の譲位によって即位したという特殊な状況に伴うもので、先王の死によって即位した後世の王には継承されなかった。

陵祭は、太宗妃である元敬王後の国喪を経ることにより、なお若干の補完がなされた。世宗2（1420）年7月10日、太宗妃が亡くなると<sup>58)</sup>、その陵として献陵が造られ、この過程で大妃の守陵軍が健元陵にならって100戸と定められる。前年に崩御した定宗が後に厚陵へ安置される際、守護軍20戸に増置して<sup>59)</sup>、厚陵に40戸が割り当てられた事実<sup>60)</sup>と比較すると甚だ多い配置であった。これに太宗は、健元陵以外の王陵に守護軍を100戸も置くわけにはいかないと反対したが、各陵はそれぞれ50戸ずつで、献陵は後日、王と王後の合葬に供えて100戸にしたという臣下の説明を聞き、これを受け入れたのである<sup>61)</sup>。

以上により、健元陵の守陵軍は100戸、他の陵はそれぞれ1人当たり50戸という方式が確定した。『世宗実録』地理志にはこの事実が反映され、健元陵には陵直として権務2人と守護軍100戸を置いて各戸ごとに田2結を与えたが<sup>62)</sup>、献陵も同じ規模として記録される<sup>63)</sup>。この他、齊陵には権務2人と守護軍50戸<sup>64)</sup>が、咸鏡道にある太祖以前の4代の陵、すなわち定陵・和陵などにはそれぞれ権務1人を置いたと記されている<sup>65)</sup>。そののち世祖12年、陵直である権務は参奉（従9品）に改変されるが<sup>66)</sup>、これが『経国大典』にそのまま収録されることになった<sup>67)</sup>。

一方、王陵祭祀の費用は、籍田と所出を通じて設けられた。籍田は開京付近の西籍田と楊州付近の東籍田からなるが、おおよそ400結の規模と考えられる。農民の賦役動員によって耕作される籍田の所出は、世宗7年の記録によると西籍田のみで5000石余りであったが、宗廟、社稷、王陵など中央が直接つかさどる祭祀の費用に充てられた<sup>68)</sup>。これとは別に、地方に存在する中祀・小祀の祭祀対象には、それぞれ祭位田が設けられ<sup>69)</sup>、区別された。

俯諒孝思，庶歆一酌」

56) 『世宗実録』 卷1，即位年10月辛卯

57) 『世宗実録』 卷1，即位年10月甲午，丁酉

58) 『世宗実録』 卷8，2年7月丙子

59) 『世宗実録』 卷7，2年2月庚戌

60) 『世宗実録』 地理志，京畿，富平都護府，海豊郡

61) 『世宗実録』 卷9，2年8月庚子。「礼曹啓，大行王大妃守陵軍，依健元陵例，置百戸，従之。初礼曹啓上王請置百戸，上王曰，太祖之陵則，百戸可也，繼世之君，若皆百戸，田民難繼，今山陵母過三十戸，兵曹判書趙末生等請曰，山陵周回広闊，三十戸難於守護，且將爲兩陵各五十戸，共計百戸何如，乃許之」

62) 『世宗実録』 地理志，京畿，楊州都護府

63) 『世宗実録』 地理志，京畿，広州牧

64) 『世宗実録』 地理志，京畿，富平都護府，海豊郡

65) 『世宗実録』 地理志，咸吉道，咸興府

66) 『世祖実録』 卷38，世祖12年正月戊午

67) 『経国大典』 卷1，吏典，各陵殿

68) 韓亨周『朝鮮初期国家祭礼研究』（一潮閣，2002），149頁

69) 『世宗実録』 卷51，世宗13年3月庚午

## 2. 陵祭の儀礼的整備

建国直後から太祖の祖先である追尊4代の陵への陵祭が施行され、定宗と太宗が斉陵および健元陵に祭祀を随時行なっていたという記録は、関連する祭儀の存在を物語っている。だが当時の祭儀に関する具体的な内容は記録にない。やや下って太宗15（1415）年、礼曹が報告した祭享儀式のなかに、諸陵の祭祀時期と巡審に関する言及が一部みられる<sup>70)</sup>。これを基礎に、翌年5月の健元陵別祭儀が用意された。この祭儀の内容もやはり分からないものの、ただ礼曹が、奠爵の後、上香の過程および酌献後の拝が無いのは儀礼としてふさわしくなく、これを正したという記録がある<sup>71)</sup>。翌年4月、禮曹は健元陵祭儀註を新たに撰じて上奏する。このとき太宗は、山陵の祭礼は世俗に従うけれども、ここに飲福礼が無いのはどうということかと非難した<sup>72)</sup>。

世宗即位（1418）年に至って拝陵儀<sup>73)</sup>が整備され、翌年に拝陵摂行儀<sup>74)</sup>が制定された。この儀式の内容の一部が実録に収められている。これとともに、世宗4年には献陵において行なわれる拝陵儀が別途に制定されたとある。ところで献陵の儀式は、その時期上、太宗が死亡してから4カ月後に定められ、祭祀の対象が神位ではなく霊座と表現されていることから、国喪中の祭祀儀式ではないかと思われる。こうした世宗初期の祭儀は、喪葬儀軌とは別に製作された『諸陵制度儀軌』<sup>75)</sup>に収録され、準拠・施行されたものと考えられる<sup>76)</sup>。その後、世宗11年には宗廟、原廟儀式の一部を調整する中で、拝陵儀も内容の一部が修正された。この時の修正は、酌献後の拝礼はすべて神位の前で、読祝は献官の左から施行され、祝板は神位の右に設けるといった位置に関する内容であった<sup>77)</sup>。このような儀式の修正過程を経て、『国朝五礼儀』の陵祭儀が設定されたものと見られる。

注目すべきは、こうした吉礼儀式としての王陵祭儀が世宗の死後に編纂された『世宗実録』五礼にはみられない点である。『世宗実録』五礼には、王陵に関する祭祀儀式として山陵四時及臘正至俗節祭儀と山陵親行祭儀の2種が登場するが、これらはいずれも国喪の期間中に施行される凶礼の儀式であった<sup>78)</sup>。いっぽう『国朝五礼儀』には、凶礼の儀式として四時及臘俗節朔望享山陵儀と親享山陵儀があり<sup>79)</sup>、吉礼の儀式として拝陵儀、四時及俗節朔望享諸陵儀<sup>80)</sup>がそれぞれ設けられている。

70) 『太宗実録』巻30, 15年9月丁酉

71) 『太宗実録』巻31, 16年5月癸己

72) 『太宗実録』巻33, 17年4月甲申

73) 『世宗実録』巻2, 即位年12月壬辰

74) 『世宗実録』巻4, 元年7月庚午

75) 『世宗実録』巻30, 世宗7年10月辛巳

76) 太宗代から、王と王妃が死亡するとそれぞれ喪葬儀軌が製作され、祭祀に関わる『諸陵制度儀軌』と嘉礼に関する儀軌が別々に存在したことは、先行研究によって指摘されている（韓亨周「15世紀における祀典体制の成立とその推移」（『歴史教育』89, 2004, 141～142頁）

77) 『世宗実録』巻43, 世宗11年3月丙寅

78) 『世宗実録』巻135, 五礼, 凶礼儀式

79) 『国朝五礼儀』巻8, 凶礼, 四時及臘俗節朔望享山陵儀, 親享山陵儀

80) 『国朝五礼儀』巻1, 吉礼, 拝陵儀, 四時及俗節朔望享諸陵儀



だとすれば、王陵に関する祭儀の具体的なあり方はどのようなものであろうか。次の表は『国朝五礼儀』に収録された関連儀式を整理したものである。

〈表1〉『国朝五礼儀』所載の王陵関連祭祀儀式

種類		拜 陵 儀	四時及俗節朔望享諸陵儀
準備節次	時 日		四時, 俗節 (正朝, 寒食, 端午, 秋夕, 冬至, 臘日), 朔望,
	齋 戒	散齋 2 日, 致齋 1 日	同 左
	陳 設	出発前日に陵司が大次・小次・侍臣と扈從官の幕次を設置 出発当日に版位, 献官・配享官・文武官の配置を設定 祭享日, 行事前に神座・祭文・祭器を設置	× 1 日前, 陵寝を掃除。献官, 諸執事の配置を設定 当日, 神座・祝板・祭器の設置
車駕出宮	儀 仗	小駕・鹵簿	×
	出宮節次	①(初殿) 諸衛。陪從官が集合②(二殿) 輿, 輦, 大宝は準備→左通礼, 請中殿③(三殿) 王は翼善冠・袞龍袍の装いをし, 輿で移動→王は勤政門の外で輦に乗り換え④小駕, 陵所に到着→大次に入る (訳注: ○殿は呼び出しの合図)	×
行禮節次	献官就位	①行事 5 刻前。饌具の用意②行事 3 刻前。祭饌準備, 賛者・謁者・贊儀は四拜後に就位③行事 1 刻前。献官及び諸官は就位④殿下, 就位⑤請行礼 (四拜)	①行事 5 刻前。饌具の用意, 陳設の確認②行事 3 刻前。賛者・謁者・贊儀は四拜後に就位③行事 1 刻前。献官及び諸執事は就位④献官, 就位 (四拜) →進膳
	初 献 礼	国王が神位前で跪→三たび上香→奠爵→俯伏, 興, 跪→大祝が祭文を読む→俯伏, 興, 平身→復位	献官が神位前で北向す→跪, 搢笏→三たび上香→奠爵→俯伏, 興, 跪→大祝, 読祝文→俯伏, 興, 平身→復位
	亜 献 礼	亜献官が神位前で跪→奠爵→俯伏, 興, 跪→復位	献官が神位前で北向す→跪, 搢笏→俯伏, 興, 跪→復位
	終 献 礼	亜献に同じ	亜献に同じ
	終 礼	四拜→殿下が小次に入る→亜献・終献官が退場→監察・執礼が退場→殿下が釈服	四拜→献官が退場→監察が退場→賛者・謁者が四拜後に退場
	徹 籩 豆	礼饌を撤す→祭文を埋める	礼饌を撤す→祝板を埋める
車駕還宮	車駕, 還宮す	×	

上の表で見ると、『国朝五礼儀』に収録された陵祭儀には拜陵儀と四時及俗節朔望享諸陵儀の 2 種類がある。このうち後者が四時・俗節・朔望など一定の期日に行なわれる祭祀とすると、前者は特定の日に拘束されない祭祀を対象として儀式を整理したものである。前者が親行〔または親祭。王自身の挙行〕を、後者が撰行〔または撰祭。何者かが代行〕を基準にしたという点は注目されよう。もちろん、こうした区分は実際の施行において大した意味は無かった。正月朔日・秋夕・端午などの時期に王が自ら執行する祭祀の事例は無数に出てくるためである。二つの儀式は親祭と撰祭を区別して作られたものなのだが、単に親祭・撰祭の名称を使わなかったまでのことであった。

祭祀の過程は、拜陵儀の場合、祭祀前の準備節次→車駕出宮→行禮節次→車駕還宮の 4 段階に区別され、享諸陵儀では王の出宮と還宮の過程が無い。

準備節次とは、斎戒から祭祀の当日までの過程である。陵祭は大祀でなく俗祭として規定されているため、斎戒が7日でなく3日にすぎない。陵への往来が当日可能であれば、宮殿の別殿で2日間散斎し、正殿で1日致斎するけれども、遠距離の場合は1日前に行宮で斎宿する。祭官は王の親祭時、領議政が亜献官を、議政が終献官をそれぞれ担当し、摂行である場合は二品官が担当する。こうした献官の構成は、大祀や中祀の祭祀の対象と同じである<sup>81)</sup>。

陵祭には、犠牲を検査し屠殺する過程が設定されていない。これは神位に捧げる飲食物と密接に関係している。陵祭祀の祭饌は素膳で準備されるが、ここには魚や肉類が含まれない<sup>82)</sup>。類似の形で運営された俗祭である原廟の場合、世宗2年に肉膳を捧げるよう措置され<sup>83)</sup>、これに基づいて『国朝五礼儀』の文昭殿祭祀においては肉膳を兼用するよう規定されたけれども<sup>84)</sup>、陵祭は変わらなかった。仏教の影響が作用したものと思われる。

車駕の出宮と還宮の過程は、王の行幸と関係する。拝陵の時、国王の儀仗は小駕鹵簿と細仗を使用する。これは宗廟祭祀時の大駕鹵簿と大仗、文昭殿祭祀時の法駕鹵簿と半仗よりもランクが低い<sup>85)</sup>。

本祭祀は、王が座に就き、行礼を請われることによって始まる。その過程は三献で、初献は三上香→奠爵→俯伏・興・跪→讀祭文→俯伏・興・平身の順に行なわれる。一方、亜献と終献においては奠爵と俯伏・興・平身は初献と同じであるが、三上香と讀祭文は行なわれない。三献が終了すると四拝、そのあと献官が退場し、籩豆を片付けて終了する。

こうした儀式の制定過程で最もよく議論の対象となったのは、四時祭の施行の当否である。前章で触れたように、陵祭は太祖元（1392）年、定陵などの九陵の祭祀を四孟月と臘月、朔望日、俗節に行なわせたことに始まる。この決定は太宗代の初頭まで続き、太祖が健元陵への祭祀を行なう中でやや変わっていった。太宗10（1410）年、宗廟・啓聖殿・文昭殿・健元陵・齊陵には四時大享・有名日・朔望日に、他の陵寝には有名日と朔望にのみ祭祀を挙行するよう決定されたのである<sup>86)</sup>。ところで、これらの祭祀の時期は、高麗や中国の場合と違いが見られた。

高麗時代、陵祭祀がいつ施行されたかは『高麗史』礼志に見られない。その反面、世家には王の謁陵記事が前期・後期に関係無く少なからず収録されており、その時期は1月から12月までと様々であった<sup>87)</sup>。また、恭愍王20（1371）年12月の、顕陵で朔望祭を復行したという記録を見れば、以前から朔祭と

81) 『国朝五礼序例』巻1、吉礼、「斎戒」「斎官」

82) 『国朝五礼序例』巻1、吉礼の「饌實尊壘図説」によると、山陵親享及四時俗節の祭饌は、餅、湯、実果、茶食、散子、中朴桂、清酒など、山陵朔望及先告事由移還安には羹、飯、餅、湯、実果、菜、菓、清酒といったもので構成されている。肉類や魚類は用いない。

83) 『世宗実録』巻10、世宗2年11月己丑

84) 『国朝五礼序例』巻1、吉礼、饌實尊壘圖説、文昭殿懿廟四時俗節

85) 『国朝五礼序例』巻2、嘉礼、鹵簿

86) 『太宗実録』巻20、太宗10年12月戊申

87) 一例として、熙宗は同王2年（1206）8月甲戌日に顕陵、9月乙酉日に昌陵、甲午日には陽陵においてそれぞれ祭祀を行ない、恭愍王は在位20（1371）年3月丁亥日に正陵、閏3月癸酉日に憲陵、甲戌日に景陵、11月甲戌日に顕・慶・善・高・徳陵の5陵を、乙亥日に正陵をそれぞれ謁陵している。

望祭が行なわれていたことを知り得る<sup>88)</sup>。確信するわけではないが、朝鮮太祖代における陵祭の時期は、おそらく高麗時代の史実をもとにしたものなのだろう。

一方、中国における状況はやや異なる。『宋史』礼志によると、陵祭は、いわゆる三代に元来存在しなかったものが、秦・漢以降少しずつ儀式のかたちができあがり、唐代に至ると清明節・朔望日・時節などの祭祀が整備され、五代や宋に引き継がれていったという<sup>89)</sup>。明代に入ると、祭祀の時期はさらに明確に規定されることとなる。明の太祖は自身の先祖陵への祭祀を、冬至・正旦には太牢〔牛・羊・豚の三種が揃った供え物〕3頭ずつで施行し、清明・中元・孟冬、および毎月の朔望には小牢〔羊と豚の供物〕3頭ずつで祭祀をしたが、太祖の死後、彼の陵では誕生日が加えられた上で致祭された。成祖以降の皇帝陵が北京の近くに造成されると、歴代皇帝は清明・中元・孟冬に太牢でもって祭祀し、聖旦・正旦・孟冬・忌辰には官を遣わして行礼する方式を取った。さらに明の世宗15（1536）年、中元・孟冬の祭祀が霜降〔陽暦の10月23日前後〕に変わったけれども、他は従来どおりであった<sup>90)</sup>。明では、皇帝陵において犠牲は使用されたけれども、四時大享と臘享祭が陵で施行されていないのである。これらが朝鮮王陵とは異なっている。

このように中国と異なる陵祭は、当時の人々の負担となつたらしい。太宗15（1415）年、諸祭祀の儀式が調整され、穆祖以下の山陵は元日・寒食・端午・秋夕・冬至・臘日に使いを遣って行祭し、健元陵・齊陵には朔望・元日・寒食・端午・秋夕・冬至・臘日に祭祀を施行するよう変わった。これにより、以前行なわれていた四時大享が廃止されたのである<sup>91)</sup>。ところが翌年、四時大享は再び挙行されるようになる。このとき太宗が、宗廟でのみ四時大享を執り行なうのは不可能であるけれども、文昭殿・瀋源殿・健元陵・齊陵で四時大享を行なうのはどうかと下問したところ、河崙は、正法としては宗廟においてのみ施行するのが適うものの、強いて反対はしないという立場を示したことで、四時大享がよみがえったのである<sup>92)</sup>。

なお、これ以後、陵祭祀の時期が変わったという他の記録が実録に確認されないことや、世宗の死後に編纂された『世宗実録』五礼において健元陵・諸陵の祭祀が朔望および正朝・寒食・端午・秋夕・冬

88) 『高麗史』卷43, 世家43, 恭愍王6, 恭愍王20年12月「庚申朔, 始復行朔望祭于顯陵」

89) 『宋史』卷123, 志76, 礼26, 凶礼2, 上陵。「上陵之礼, 古者無墓祭, 秦漢以降, 始有其儀, 至唐, 復有清明設祭, 朔望時節之祀, 進食薦衣之式, 五代, 諸陵遠者, 令本州長吏朝拜, 近者遣太常宗正卿, 或因行過親謁, 宋初, 春秋命宗正卿朝拜安陵, 以太牢奉祠〔一四〕, 乾德三年, 始令宮人詣陵上冬服, 歲以為常, 開寶九年, 太祖幸西京, 過鞏縣, 謁安陵奠獻」

90) 『明会典』卷90, 礼部48, 陵墳等祀, 陵寢

91) 『太宗実録』卷30, 15年9月丁酉。「礼曹啓祭享儀式, 啓曰, 文昭殿朝夕上食, 床用九楩, 饌用五器, 啓聖殿文昭殿, 四時大享, 有名日別祭攝行, 用油蜜果四注床饌九器, 又啓, 穆祖以下諸山陵, 元日寒食端午秋夕冬至臘日, 遣使行祭, 健元陵齊陵, 朔望及元日寒食端午秋夕冬至臘日之祭, 一依前例, 春秋仲月, 遣礼官巡諸陵, 仍成審慶案, 藏諸本曹, 又啓, 啓聖殿文昭殿, 朝夕上食及有名日別祭外, 除四時大享, 瀋源殿, 依諸山陵有名日祭例, 遣使行祭, 而除朔望, 慶州, 全州平壤, 太祖真殿, 有名日別祭, 依前例, 令本道使臣守令行祭, 而除四時大享, 皆從之」

92) 『太宗実録』卷32, 16年7月丁酉。「復文昭殿・瀋源殿・健元陵・齊陵, 四時大享祭, 上曰, 四時大享, 獨於宗廟行之不可, 亦欲行於健元陵・文昭殿・瀋源殿・齊陵, 何如, 河崙啓曰, 以正法, 止祭宗廟可也, 若欲徧行, 寧失於厚, 亦非大失也, 宗廟祭止五室, 祖父喪服異制, 此乃親親之殺, 遂命復行」

至・臘日の歳時にのみ施行され、四時大享の規定が見られないなど、いささか混乱した様相が見られる。これを世宗代のある時点で四時大享が再び廃止されたと理解できなくもないが、思うにこれは『世宗実録』五礼に太宗15（1415）年の記事が収録されたためではないだろうか。その理由は、王陵の祝板に記される祝詞において、健元陵と斉陵の場合は「孝子国王臣署」、貞陵と厚陵の場合は「国王姓署」と記され、その基準が太宗であると判断される点にある<sup>93)</sup>。そのため『国朝五礼儀』においても、太宗16（1416）年以降の史実を根拠に、陵祭の時期が朔日・望日・俗節（正朝・寒食・端午・秋夕・冬至・臘日）、および四孟月の上旬と定められたのである<sup>94)</sup>。

事実、陵における四時大享の挙行が不当であるという主張は、早くからあった。定宗元（1399）年、斉陵の祭祀を宗廟の享礼と同様に行なうよう礼曹に命じたが、礼曹は「陵祭は古制ではなく、既に原廟で四時祭を行っており、別個に陵でまで行なう必要は無い」と反対した<sup>95)</sup>。また、前述した太宗16（1416）年、河崙は王との対話において陵における四時大享の挙行が正法でないと明言した。にもかかわらず、王陵での四時大享はその後も施行された。

王陵の祭祀時期が変わったのは、ずっと後の仁祖代初頭である。仁祖2（1624）年、李适の乱を收拾したのち、国家財政を緊縮する過程で各陵の五享大祭を中止したのである<sup>96)</sup>。そうして仁祖8（1630）年に至って再び行なうようにした<sup>97)</sup>。なお、こうした対処について司諫院及び試読官の李省身、副提学の趙翼らは、太廟で行なう五享を陵寝において行なうのは煩瑣で、しかも、この祭祀は礼経に無く祀典に悖るばかりか義理に合わないものなので、再度廃止するよう強く主張した<sup>98)</sup>。結局は彼らの主張が通り、仁祖14（1636）年、陵寝における五享祭祀は正式に廃止される<sup>99)</sup>。この決定は遵守され、ついに『国朝統五礼儀』においても、陵祭のうち、四時大享と臘享祭は外されることとなった<sup>100)</sup>。

### 3. 陵幸の儀礼的・政治的性格

国家儀礼について考察する際、制度的な整備の有無や様相を通じて行なうだけでは不十分で、皮相的な理解に止まってしまう。深層的なアプローチを実現するには、実際の運営、特に統治者である王の参与如何について分析することもまた、同様に不可欠である。朝鮮初期における陵幸の事例はかなり多い。その事例と分布についてまとめると、〈表2〉のとおりである。

93) 『世宗実録』五礼，吉礼序例，祝版。「諸陵，徳智義，称孝曾孫嗣王臣署，安淑純，称孝曾孫国王臣署，定称孝曾孫嗣王臣署，和称孝曾孫国王臣署，健元，称孝子嗣王臣署，齊，称孝子国王臣署，貞，称国王姓署，厚，称国王姓署」

94) 『国朝五礼序例』吉礼，時日

95) 『定宗実録』卷1，元年4月辛丑

96) 『仁祖実録』卷4，2年2月癸丑

97) 『仁祖実録』卷22，8年正月癸未

98) 『仁祖実録』卷22，8年正月丙午，および，2月戊辰，丙子

99) 『仁祖実録』卷32，14年6月辛卯

100) 『国朝統五礼儀』序例，卷1，時日

〈表2〉太祖～成宗年間における国王陵幸（単位：回）

祭祀対象		主 祭 者							合 計
陵号	王（妃）名	太祖	定宗	太宗	世宗	端宗	世祖	成宗	
健元陵	太祖		15	29	10	1	5	4	64
齊陵	神懿王后		9	12	2		2	1	26
貞陵	神徳王后	8		1					9
厚陵	定宗／定安王后								
猷陵	太宗／元敬王后				20	1	7	5	33
英陵	世宗／昭憲王后					1	8	2	11
顕陵	文宗					1	3	4	8
昭陵	顕徳王后					2			2
光陵	世祖／貞熹王后							5	5
昌陵	睿宗／安順王后							6	6
敬陵	徳宗							6	6
合 計		8	24	42	32	6	25	33	170

表によると、太祖から成宗〔第9代国王〕までの102年間、国王の陵幸は合計170回にのぼる。文宗〔第5代国王〕と睿宗〔第8代国王〕に関する事例が見られないのは、両王の在位期間が先王に対する三年喪の期間と重複するためである。

実録にみられる陵幸の記録方法は様々である。太祖代においては、上記の貞陵行幸について「上幸貞陵」・「上如貞陵」のように、陵に赴いたという事実のみが記されており、太祖が貞陵において儒教的な陵祭を施行したのかどうかははっきりしない。いっぽう、定宗以降は「拜齊陵」・「謁健元陵」・「親祭于健元陵」のように陵幸と祭祀との結びつきを明らかにしている。興味深いのは、端午や秋夕といった名節の祭祀には「上詣健元陵，行秋夕祭」のように陵祭の理由を説明した事例が多い点である。

諸陵のうち、祭祀が多く行なわれたのは太祖の健元陵、それに現国王の実の両親の陵であった。実父母の祭祀が多いのは当然であるが、健元陵祭祀の施行もそれに比肩して多い。王統において、創業の君が備える象徴性と権威が絶対的であったことを示す例と言えよう。成宗の場合、追贈された実父の徳宗と、王統上の父である睿宗に、全く同じ回数で祭祀が執り行なっていたことが、自身の持つ〔王としての〕正統性と〔子としての〕心情を同時に表している。

この時期の陵幸は、先王（妃）の国喪期間を除いて年平均2回を上回るものと見られる。これは、同じ期間の宗廟親祭が41回にも及びながら年平均では0.4回であることと照らし合わせてみると、〔その差は〕4倍を越すこととなる。また、当時の重要な国家祭祀であった園丘祭が7回、社稷・先農・文廟の各祭祀がそれぞれ3回ずつ行なわれた<sup>101)</sup>のとは比較にならない。先王の祭祀としてこれに次ぐ例としては、太宗10（1410）年から成宗までの85年間に99回（年平均1.2回）行なわれた原廟（文昭殿）での親祭がある<sup>102)</sup>。

『高麗史』礼志には、先王関連の祭祀として宗廟・景靈殿・諸陵が定められているけれども、これらは

101) 韓亨周「15世紀における祀典體制の成立とその推移」（『歴史教育』89, 2004）

102) 韓亨周（前出書, 2002）, 126～128頁

朝鮮朝初期における宗廟・文昭殿・王陵の各祭祀と近似のものであった<sup>103)</sup>。朝鮮は、宗廟をはじめ景霊殿や諸陵を全て大祀に含めた<sup>104)</sup> 高麗とは違い、文昭殿と王陵を宗廟とは区別して俗祭と定めた。さらに、『世宗実録』五礼には大・中・小祀の辨祀に文昭殿と王陵の名称そのものが見られず、『国朝五礼儀』に別途「俗祭」という範疇が設けられたことでようやく両者がそこに含められたのである。また、王陵については、『世宗実録』五礼に凶礼の対象として記述され、吉礼には含まれていなかったが、『国朝五礼儀』になると拝陵儀と四時及俗節朔望享諸陵儀の2種が吉礼儀式の中に組み込まれた。

王陵が俗祭として規定されたのは、国家次元の公的な祭祀と王個人の私的な祭祀を区分しようとする当時の人々の礼認識に基づくものである。また、規範的で複雑な公的祭祀よりも私的祭祀のほうが親しみ易かった。大祀である宗廟祭の齋戒が7日なのに対し、俗祭に含まれる王陵祭は3日にすぎない。太祖以下歴代の先王全てを祭祀の対象とする宗廟祭と異なり、王陵祭の対象は特定の先王に限定された。その結果、祭礼の式次は簡略化され、執行に係る王の負担も軽減した。と同時に、霊魂が祭られる魂殿よりも遺体が埋められた陵に親近感を覚えるのは「人之常情」であると言えよう。

一方、王陵への行幸は、君主に仏事の機会を提供した。朝鮮初期の国王が儒教的な統治とは別に、仏教への関心が高かったことは周知の事実であるが<sup>105)</sup>、これが反映して当時の王陵を守護するための願刹〔菩提寺〕の設立と運営が恒例化されていた。健元陵の開慶寺、齊陵の衍慶寺、献陵と英陵の法恩寺、光陵の奉先寺などが代表的で、ここには先王の肖像画が奉安されていた。

陵幸において王が仏寺を行なったという記録は、太宗9年の健元陵に向かう途中、開慶寺にて法会を行なったというものがあるけれども<sup>106)</sup>、それ以外にはあまりみられない。当時の国王は、あくまでも個人的に仏教への支援を行なったのであり、公的立場ではそうした行為をはばかったためである。しかし睿宗が即位後、世祖妃貞熹王後の主導のもと、世祖の願刹として奉先寺を建てるとすぐに<sup>107)</sup>、状況が変化した。奉先寺で死亡した世祖のため、凶礼としての仏齋が施行され<sup>108)</sup>、後に貞熹王后が亡くなった際にも仏齋が施行されたのである<sup>109)</sup>。

世祖の国喪が明けた後も、そうした状況が続いた。貞熹王后・昭惠王后・章順王后の3大妃が光陵に赴いてこれを祀り、奉先寺の奉先殿において祭祀を行なった例<sup>110)</sup> や、茶例を施行した例<sup>111)</sup> など、光陵祭祀の後に奉先寺での仏事が連続して行なわれたのである。こうした大妃らと同様の行為は、成宗につい

103) 景霊殿は高麗の原廟で、ここに御真〔肖像〕が奉安された。また、運営については仏教的性格の強いものであったけれども、五廟制によって運営された。また、宮殿のなかに存在したことから、当代の人々には文昭殿に近似なものとして把握されている。文昭殿については、韓亨周「朝鮮前期における文昭殿の成立とその運営」(『歴史民俗学』24, 2007)を参照。

104) 『高麗史』巻61, 志15, 礼3, 「景霊殿」, 「諸陵」

105) 韓洵『儒教政治と仏教』(一潮閣, 1993)

106) 『太宗実録』巻17, 太宗9年5月壬辰

107) 『睿宗実録』巻6, 睿宗元年1年6月己卯

108) 『睿宗実録』巻7, 睿宗元年9月戊子。『成宗実録』巻1, 成宗即位年12月戊辰。巻2, 成宗元年正月 壬午, 丙申

109) 『成宗実録』巻154, 成宗14年5月壬寅

110) 『成宗実録』巻15, 成宗3年2月己丑

111) 『成宗実録』巻28, 成宗4年3月丙午。巻114, 成宗11年2月戊辰

でもみられる。成宗は在位2年、光陵での祭祀の後、崇恩殿（奉先殿）に行なって茶礼を行ない、奉先寺で香幣を奉って仏前に礼拝した<sup>112)</sup>。また光陵の祭祀の後、奉先寺の奉先殿で世祖を祀ったり<sup>113)</sup>、奉先殿に赴いて世祖の睟容〔肖像〕を拝謁し、茶礼を行なったりもしている<sup>114)</sup>。陵祭の挙行後、願利に立ち寄って仏事を行なうのは、宗廟をはじめとする国家祭祀においてはあり得ないことであった。以上の理由から、王陵に対する国王の心理的距離は、宗廟祭より高かったものと把握される。

国王は、王陵の参拝過程において、宗廟祭の参与では見られない様々な統治の効果を得ることができた。まず、平素接することの難しかった一般民衆に、自身が「我らが王」であることを知らせる良い機会を得られた。陵幸時、王は小駕鹵簿と細杖を持って動いた。数十もの旗と多様な儀礼用品〔儀物〕をまず並べ、きらびやかな鎧をまとい弓や剣を佩く多くの兵士が守る中、荘厳な王の行列が現れると、民衆に感嘆をもたらす畏敬の念を抱かせると同時に、王が可視的な存在として肉薄するのであった。世宗15（1433）年4月、王が献陵で祭祀を執り行なって戻るとき、興仁門から光化門に至る道の左右から、1万人以上と見込まれる多くの人々が王の行列を〔浮橋に立って〕眺めていた<sup>115)</sup>。また、同王23（1441）年5月にも献陵を拝謁し、その帰路において興仁門から闕門の左右に至るまでを色鮮やかに飾りつけ〔歓迎の意を表し〕、年齢を問わず女性たちが争って浮階から眺めていたが、その数は千とも万ともつかなかったという<sup>116)</sup>。

つまり陵幸は、王が民衆の生活相を直接目にし、接触できる良い機会となっていた。太宗10（1410）年、齊陵に祭祀をして戻った太宗は、城門の前で盲目の女性を見て憐れに思い、米と豆を与える。そして宮殿に戻ったあと、鰥寡孤独の者169人を演福寺に集め、米と豆それぞれ1石ずつを下賜した<sup>117)</sup>。世宗19（1437）年には、世宗が健元陵にて祭祀を行なってから東郊を出て、農事の状態を直に見て確認し<sup>118)</sup>、成宗20（1489）年には王が健元陵と顕陵を祭ったのち、宮殿に戻ると中良浦の大晝停で大駕に付き従った者（扈駕人）に酒を賜り、道沿いにいる農夫にも酒を与えた<sup>119)</sup>。またその翌年、成宗は、英陵を往来する道程で驪州・利川などの地の民衆が被害に遭っているのを知ってその田租を半分に減らすとともに、利川をよぎる際には地域の儒生2、3人を選んで生員、進士としている<sup>120)</sup>。こうした行為を通じて朝鮮の王は畏敬の対象であるよりは親しまれる存在として近しくなることができたのである。

上のような陵幸の道々で見られる統治者の「親萬民」の姿は、王道政治を具現する方法の一つであった。しかし、陵幸過程でより重視されたのは講武の施行である。当時の王たちは陵幸を狩りや大閱〔王自身の軍視察〕、陣形づくりの訓練などと結びつけることで、軍事力の強化を図ったのであった。

112)『成宗実録』巻9、成宗2年3月甲戌

113)『成宗実録』巻145、成宗13年閏8月辛卯

114)『成宗実録』巻83、成宗8年8月丙辰。巻232、成宗20年9月甲戌

115)『世宗実録』巻60、15年4月丙午

116)『世宗実録』巻92、23年5月庚子

117)『太宗実録』巻20、10年12月戊午

118)『世宗実録』巻88、22年3月乙卯

119)『成宗実録』巻231、20年8月己酉

120)『成宗実録』巻245、21年閏9月甲午

陵祭の終了後、王が狩りをする姿は、定宗2（1400）年3月が初めてで、このとき、定宗は世子（李方遠、後の太宗）とともに齊陵に祭祀を捧げ、壺串という土地で狩りをしている。太宗は、在位4（1404）年9月、齊陵での祭祀の後に放鷹を見たり<sup>121)</sup>、同10（1410）年には齊陵祭後、白馬山で狩りを見たりした<sup>122)</sup>。以降も太宗が拝陵後に狩猟を観覧したという記録は、実録に何度も現れる<sup>123)</sup>。

このように、太宗代に陵幸と講武が結び付けられるスタイルが定着する。ところが次の世宗は、そんな父王のやりかたに従わなかった。彼は32年という在位期間中、32度にわたって拝陵したが、一度として陵幸中に狩りをしなかった。もっとも、世宗31（1449）年2月には、世子が健元陵に拝謁した後に豊壤などの地で狩りをしたという記事が見られるものの、これは当時、代理聴政を行っていた世子の権威を高めるための配慮であったものと思われる。

世宗よりも後の代になると、太宗代のように陵幸における狩りが常態化する。幼い端宗すら、6度の陵幸において5回も狩りを行なっている。世祖代に至るとこの傾向はさらに強まり、陵幸過程での軍事教練は、狩りにとどまらず様々な軍事訓練に拡張された。同王元（1455）年9月、健元陵と献陵に拝謁した後、峨嵋山で狩猟を行なってから陣立ての練習をし<sup>124)</sup>、同4（1458）年3月の献陵・英陵祭祀後では箭串の地まで行なって閲武つまり軍隊を査閲し、鷹狩りを眺めていたのである<sup>125)</sup>。

世祖代の如上の方法は、成宗代にそのまま引き継がれた。注目されるのが、当時の臣僚もまた陵幸中の講武を当然のものとなみなしていたという点である。成宗4（1473）年7月、京畿道に蟲災〔虫害〕が発生すると、王は承政院に齊陵の祭祀のみを行なわせ、講武を中止する旨を述べた。これに対し、鄭昌孫や崔恒らは、講武は田獵ではなく武事〔軍事〕を講じるものなので廃止するわけにいかないと反対した。そこで王は領議政の申叔舟に意見を尋ねると、そのとき彼は、拝陵後の帰途にて2、3度の打圍〔狩り〕で行軍を試験する程度なら構わないとし、妥協点を示したのである<sup>126)</sup>。

事実、敬虔な行事である拝陵は、殺生をとまなう講武とそぐうものではない。世宗が陵幸中に講武を施行しなかったのはこのためであった。成宗8（1477）年9月、敬陵と昌陵への祭祀の終了後、礼曹判書の許琮が王に、今日は薄い色の服を着て拝陵し、哀しみも拭えていないのにわざわざ獵をする必要があるかと、王の狩りに反対した。しかし成宗は、狩猟は陵寝にいる凶悪な虎を追い出すためだと答え、自ら戎服を着て獵を行なった<sup>127)</sup>。数日後、成宗は、陵幸中の狩りを楽しむためではなく、陵寝のために猛獣を駆逐する行為だったと再度弁明した<sup>128)</sup>。

このように、朝鮮初期の王たちは、先王に対する「孝」を唱え、一年に数回、陵幸を実施した。そして、祭祀が終わって戻るとき、当然のように講武と大閲、習陣など軍事訓練を施行することで、自身が

121)『太宗実録』巻8、4年9月庚戌

122)『太宗実録』巻20、10年9月己丑

123)『太宗実録』巻21、11年3月乙丑。巻24、12年8月癸亥。巻34、17年8月乙未など。

124)『世祖実録』巻2、元年7月己卯

125)『世祖実録』巻12、4年3月戊子

126)『成宗実録』巻32、4年7月庚戌

127)『成宗実録』巻84、8年9月丁卯

128)『成宗実録』巻84、8年9月癸酉



最高の軍事統帥権を持つことを誇示したのだった。

## おわりに

朝鮮時代の王陵は、先王（妃）の三年喪の間は凶礼の対象であったけれども、それ以後は吉礼の対象として王朝の滅亡まで存続した。従来の学界では、風水地理学と美術史などから王陵研究がなされたのみで、国家儀礼という側面からのアプローチはほとんど無かった。本稿では、この中から祭礼を対象として初期王陵祭祀の制度的整備と儀式、宗廟との違い、そして陵幸の政治史的意味の考察結果から、国家儀礼における王陵の位置づけを見定めようと試みた。

王陵の祭祀は太祖即位後に追尊された4代の王と王妃の陵、そして神懿王后の齊陵が造られ、その祭祀が施行されたことに端を発する。このとき、陵直と守護軍が設けられ、四孟月祭・朔望祭・俗祭といった祭祀が定められた。陵祭は、太宗代初頭、神懿王后韓氏の齊陵に親祭が挙行とともに整理され始めたけれども、特に同王8（1408）年の太祖の死去によって健元陵の造営と凶礼の施行が起こったことから、2年後に三年喪が終わると本格的に祭祀の施行および儀式の整備が模索された。王陵周辺の各種禁止条項、陵祭の財政確保、健元陵親祭儀と撰行儀の制定などがその実例である。以後、世宗即位（1418）年に定宗、同2（1420）年に太宗妃の元敬王后、同4（1422）年に太宗が相次いで死去し、厚陵と猷陵が造営された。この過程で凶礼と関連する諸般の儀式が再検討され、祭祀と関連する多くの細部事項と拝陵儀が修正・補完された。その内容は、世宗の死後、『世宗実録』五礼の凶礼条に収録され、その後の一部修正を経て、『国朝五礼儀』の吉礼条と凶礼条に関連項目が掲載された。

王陵で施行される祭祀は、四孟月の時祭と朔望、俗節（正朝・寒食・端午・秋夕・冬至・臘日）と様々だが、当時、宗廟および原廟である文昭殿で施行されていたものと同じである。この方式は、高麗以来の伝統であり、四時祭が陵祭から排除された中国とは歴史的に異なる。一方、朝鮮の陵祭は、国家祀典に大祀として組み込まれた高麗時代とは異なり、俗祭という新たな別個の体系に属することで、国家の大祀である宗廟とは区別された。これにともない、陵祀を凶礼の体系に加える中国と異なり、王陵関連儀式を凶礼と吉礼に区分してそれぞれ組み込ませる独自性を見せるようになった。

王陵の祭祀時期が宗廟や原廟と同じであるという事実は、王の親行が宗廟よりも王陵に集中させるという結果を生んでいる。太祖から成宗までの102年間、宗廟の国王親祭が41回に過ぎない一方、王陵には170回にわたって行なわれ、文昭殿では85年間に99回の親祭が進められた。これらの現象の発生により、原廟である文昭殿の廃止および王陵での四時祭の廃止を主張する論は朝鮮前期のあいだ、常に絶え間なく提起された。結局、壬辰倭乱のうちに原廟たる文昭殿が壊されたのに復旧は叶わず、王陵の四時祭は仁祖代に廃止されることとなる。この後、王陵祭祀は俗節祭（臘日は除外）を中心に運営された。

朝鮮時代の祭祀に王が参与した事例は、意外に少ない。代表的な祭祀対象である宗廟の場合でも大略2～3年に1度、王の親行が為されたのみである。反面、王陵の親祭は毎年数度にかけて行なわれた。累代の先王が集まる魂殿（宗廟）よりも遺体がそれぞれ安置された各陵に人間的な親近感を覚えたことや、陵祭時に願利へ行幸するのが容易、俗祭である陵制は祭祀が簡略、といった理由が結びついて実現したものである。荘厳な儀仗を備えて進められた陵幸は、一般民衆に自身の「王」を知らしめると同時

に、彼らの生活相を王が直接観察するという、統治の基盤とされた重要な政治的行為であった。合わせて、朝鮮初期の国王たちは、陵幸の過程で講武・大閱・陣法などの軍事訓練も常時施行することにより、王の軍事統帥権を誇示する政治手段として用いたのであった。